

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

## 鳥取県告示第六百七号

中浜地区土地改良区が行う土地改良事業に係る中浜地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### ◇告 示

#### 目 次

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（三件）

土地改良事業の認可申請の適否の決定

海岸保全区域の指定の一部改正

都市計画の決定に係る案の縦覧

都市計画の変更に係る案の縦覧（二件）

教育委員会の招集

鳥取県職員採用初級試験の実施

鳥取県交通巡視員採用試験の実施

### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

告 示

昭和59年8月24日 金曜日

## 鳥取県公報

## 鳥取県告示第六百八号

江府町が行う土地改良事業に係る俣野（主坂）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十九年八月二十五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

江府町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百九号

江府町が行う土地改良事業に係る俣野（五明）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十九年八月二十五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

江府町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百十号

東郷町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業東郷（別所）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

昭和五十九年八月二十五日から二十日間

鳥取県鳥  
取沿岸泊漁港海岸泊地区海岸の項を次のように改める。

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百七十八号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸泊漁港海岸泊地区海岸の項を次のように改める。
鳥取県鳥 取沿岸泊漁港海岸 泊地区海岸
基点一 から基点六までを順次に直線で結んだ線並びに基点六、 補助点六の一、補助点五の一、補助点四の一、補助点三の一、 補助点二の二、補助点一の一、補助点一の一及び基点一を順次 に直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち河川の河川区域 を除いた区域
基点一 東伯郡泊村大字泊字船堀場五七一一に設置した標柱 基点二 基点一から二三一度〇〇分三〇〇メートルの点 基点三 基点二から二五四度〇〇分五〇〇メートルの点 基点四 基点三から二五八度〇〇分五五〇メートルの点 基点五 基点四から二六二度〇〇分一、一〇〇メートルの点 基点六 基点五から二六八度〇〇分五二〇メートルの点 補助点一の一 基点一から三一七度〇〇分一〇〇メートルの点 補助点一の二 基点一から三三一八度〇〇分一〇〇メートルの点 補助点一の二 基点一から三三一八度〇〇分二九〇メートルの点

鳥取県鳥	表の鳥取県鳥取沿岸平田漁港海岸平田地区海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸淀江漁港海岸今津地区海岸の項として次のように加える。
取沿岸淀	基点一から基点三までを順次に直線で結んだ線並びに基点三、補助点三の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域
江漁港海	基点一 西伯郡淀江町大字今津字濱田二七一一五に設置した標柱

表の鳥取県鳥取沿岸淀江漁港海岸淀江地区海岸の項を次のように改める。

基点一から基点八までを順次に直線で結んだ線並びに基点八、補助点八の一、補助点六の一、補助点四の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち

鳥取県鳥	基点一から基点三までを順次に直線で結んだ線並びに基点三、補助点三の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域
取沿岸淀	基点一 西伯郡淀江町大字今津字濱田二七一一五に設置した標柱
江漁港海	基点一 基点一から一九六度〇〇分六五メートルの点
今津地区	基点三 基点一から二二三度三〇分七五メートルの点
海岸	補助点一の一 基点一から三〇二度二〇分七三メートルの点
	補助点三の一 基点三から二六五度三〇分四〇メートルの点

岸	補助点三の一 基点三から〇度二九〇メートルの点
淀江地区	補助点四の一 基点五から〇度二九〇メートルの点
海岸	補助点六の一 基点六から三三八度〇〇分一九〇メートルの点
	基点一 基点四から〇度二九〇メートルの点
	基点二 基点一から二二五度〇〇分一六〇メートルの点
	基点三 基点二から二二七度〇〇分一六三メートルの点
	基点四 基点三から二九九度〇〇分一九メートルの点
	基点五 基点四から二四四度〇〇分一五〇メートルの点
	基点六 基点五から二四七度〇〇分四三〇メートルの点
	基点七 基点六から二五〇度三〇分四三〇メートルの点
	基点八 基点七から三四七度五五分一三メートルの点
	基点九 基点八から〇度二九〇メートルの点
	基点十 基点九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十一 基点十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十二 基点十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十三 基点十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十四 基点十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十五 基点十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十六 基点十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十七 基点十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十八 基点十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点十九 基点十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十 基点十九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十一 基点二十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十二 基点二十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十三 基点二十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十四 基点二十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十五 基点二十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十六 基点二十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十七 基点二十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十八 基点二十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点二十九 基点二十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十 基点二十九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十一 基点三十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十二 基点三十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十三 基点三十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十四 基点三十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十五 基点三十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十六 基点三十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十七 基点三十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十八 基点三十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点三十九 基点三十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十 基点三十九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十一 基点四十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十二 基点四十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十三 基点四十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十四 基点四十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十五 基点四十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十六 基点四十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十七 基点四十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十八 基点四十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点四十九 基点四十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十 基点四十九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十一 基点五十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十二 基点五十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十三 基点五十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十四 基点五十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十五 基点五十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十六 基点五十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十七 基点五十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十八 基点五十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点五十九 基点五十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十 基点五十九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十一 基点六十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十二 基点六十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十三 基点六十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十四 基点六十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十五 基点六十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十六 基点六十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十七 基点六十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十八 基点六十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点六十九 基点六十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十 基点六十九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十一 基点七十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十二 基点七十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十三 基点七十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十四 基点七十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十五 基点七十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十六 基点七十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十七 基点七十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十八 基点七十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点七十九 基点七十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十 基点七十九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十一 基点八十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十二 基点八十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十三 基点八十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十四 基点八十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十五 基点八十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十六 基点八十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十七 基点八十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十八 基点八十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点八十九 基点八十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十 基点八十九から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十一 基点九十から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十二 基点九十一から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十三 基点九十二から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十四 基点九十三から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十五 基点九十四から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十六 基点九十五から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十七 基点九十六から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十八 基点九十七から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点九十九 基点九十八から二二三度三〇分九〇メートルの点
	基点一百 基点九十九から二二三度三〇分九〇メートルの点

### 鳥取県告示第六百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、智頭都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画公園 第三・三・一号愛宕公園

## 二 都市計画を決定する土地の区域

八頭郡智頭町大字智頭字宮塚谷、字宮塚谷奥、字尾鼻、字堂仏下平及び字京免

## 三 都市計画の案の縦覧場所

八頭郡智頭町大字智頭二〇七一一 智頭町役場

## 四 縦覧期間

昭和五十九年八月二十四日から同年九月七日まで

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業 皆生新田土地区画整理事業  
米子市皆生字温泉、字上野浪新田及び字沖河端

## 二 都市計画を変更する土地の区域

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

## 三 都市計画の案の縦覧場所

昭和五十九年八月二十四日から同年九月七日まで

## 四 縦覧期間

鳥取県告示第六百十四号

## 鳥取県告示第六百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十九年八月二十四日

昭和59年8月24日 金曜日

## 鳥取県公報

米子境港都市計画公園 第三・三一・五号境山場公園

二

都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市花町

三

都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町 1600 境港市役所

四

縦覧期間

昭和五十九年八月二十四日から同年九月七日まで

昭和59年8月24日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔭

## 教育委員会告示

鳥取教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年八月二十四日

鳥取教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和五十九年八月二十九日(水)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取教育委員会委員室

三 議題

1 昭和六十年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

2 その他

- 1 試験の名称  
昭和59年度鳥取県職員採用初級試験
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務 A	若干名
一般事務 B	約15名
学校事務(東部)	5名
学校事務(中部)	3名
学校事務(西部)	7名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合がある。

## 3 対象となる職

知事又は教育委員会の事務部局、警察、市町村立小・中学校等に勤務する行政職給料表7等級の職員の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として給料4月額87,700円のほか諸手当が支給される。

## 5 受験資格

昭和38年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）及び適性検査

## (2) 試験の期日

昭和59年10月21日（日）

## (3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 烏取県立鳥取西高等学校  
米子市錦町一丁目103番地 烏取県立米子西高等学校

## (4) 第1次試験合格者の発表

昭和59年11月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は面接により、人物調査は通信調査により行う。

## (2) 試験の期日及び場所（人物調査を除く。）

昭和59年11月下旬に鳥取市において行う。

## 8 最終合格者の発表

昭和59年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

申込みできる「試験の区分」は一つに限る。

## (3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和59年9月1日（土）から同月14日（金）まで

なお、郵送による申込みは、昭和59年9月14日（金）までの消印

## 報公職取戸

昭和59年8月24日

のあるものに限り受け付ける。

## 1 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参考すること。

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	約10名
警察官(B)	約10名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合がある。

## 3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員（巡査）の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	114,600円
警察官(B)	98,400円

昭和59年8月24日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔽

## 5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

## 1 試験の名称

昭和59年度鳥取県警察官採用試験

## 2 試験の区分及び採用予定者数

昭和59年8月24日曜日

## 報公懸取

試験の区分	受 驗 資 格
警察官(A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和60年3月31日までに卒業する見込みの者
警察官(B)	上記以外の者

## 6

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、論文（作文）試験及び適性検査

## (2) 試験の期日

昭和59年9月23日（日）

## (3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 烏取県立鳥取西高等学校  
米子市錦町一丁目103番地 烏取県立米子西高等学校

## (4) 第一次試験合格者の発表

昭和59年10月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）  
及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）の一階掲示板にその氏名

を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

人物試験、身体検査、体力検査及び人物調査とし、人物試験は面接により、人物調査は通信調査により行う。  
なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

## (2) 試験の期日及び場所（人物調査を除く。）

昭和59年11月中旬に鳥取市において行う。

## 8 最終合格者の発表

昭和59年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記

載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部  
警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印  
し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

県 公 司 岩 鳥

日曜金曜年8月24日 昭和59年

## (3) 申込受付期間及び申込受付時間

## ア 申込受付期間

昭和59年9月1日（土）から同月14日（金）まで。  
なお、郵送による申込みは、昭和59年9月14日（金）までの消印  
のあるものに限り受け付ける。

## イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け  
付けない。

## II その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務  
局に行うこと。

- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行  
う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封す  
ること。

- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参考す  
ること。

別表 身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。

胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力 が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）  
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和59年8月24日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称	昭和59年度鳥取県交通巡視員採用試験
2 採用予定者数	若干名
3 対象となる職	

昭和59年8月24日

11

## 警察に勤務する行政職給料表7等級の交通巡視員の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、給料月額87,700円のほか諸手当が支給される。

## 5 受験資格

昭和38年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた女子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）、適性検査及び身体検査とする。

なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

## (2) 試験の期日

昭和59年10月21日（日）

## (3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地　鳥取県立鳥取西高等学校

米子市錦町一丁目103番地　鳥取県立米子西高等学校

## (4) 第1次試験合格者の発表

昭和59年11月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験、身体検査（一般内科系検査）及び人物調査とし、人物試験は面接により、人物調査は通信調査により行う。

## (2) 試験の期日及び場所（人物調査を除く。）

昭和59年11月下旬に鳥取市において行う。

## 8 最終合格者の発表

昭和59年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署において交付する。

## (2) 受験の申込

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

## (3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間  
昭和59年9月1日（土）から同月14日（金）まで

なお、郵便による申込みは、昭和59年9月14日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。

## 11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

## 別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	156センチメートル以上であること。
体重	43キログラム以上であること。
視力	両眼とも、裸眼视力が0.6以上であること又は裸眼视力が0.1以上で、かつ、矯正视力が1.0以上であること。
辨色力	正常であること。
聴力	正常であること。

そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。
-------	-----------------------